

# 第14次労働災害防止推進計画（14次防）について

## 計画の変更点

- 安全衛生対策に取り組むことが、事業者にとって経営や人材確保・育成の観点からもプラスとなることを周知する等、事業者による安全衛生対策の促進と社会的に評価される環境の整備を図る。
- 重点事項におけるアウトプット指標を設定し、アウトカム指標において検証する。

## 重点事項

- |                              |                                    |
|------------------------------|------------------------------------|
| (1) 自発的に安全衛生対策に取り組むための意識啓発   | (5) 多様な働き方への対応や外国人労働者等の労働災害防止対策の推進 |
| (2) 労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進 | (6) 業種別の労働災害防止対策の推進                |
| (3) 高年齢労働者の労働災害防止対策の推進       | (7) 労働者の健康確保対策の推進                  |
| (4) 個人事業者等に対する安全衛生対策の推進      | (8) 化学物質等による健康障害防止対策の推進            |

## 計画の目標

重点事項におけるアウトプット指標及びアウトカム指標

### アウトプット指標

#### ○労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進

- ・ 転倒災害対策（ハード・ソフト両面からの対策）に取り組む事業場の割合を2027年までに50%以上とする。
- ・ 卸売業・小売業／医療・福祉の事業場における正社員以外の労働者への安全衛生教育の実施率を2027年までに80%以上とする。
- ・ 介護・看護作業において、ノーリフトケアを導入している事業場の割合を2023年と比較して2027年までに増加させる。

### アウトカム指標

- ・ 増加が見込まれる転倒の年齢層別死傷年千人率を2022年と比較して2027年までに男女ともその増加に歯止めをかける。（性別・年齢層別死傷年千人率：0.0～2.00、全産業死傷年千人率：0.64）
- ・ 転倒による平均休業見込日数を2027年までに30日以下とする。（2022年速報値：35.84日）
- ・ 増加が見込まれる社会福祉施設における腰痛の死傷年千人率を2022年と比較して2027年までに減少させる。（2022年速報値：0.29）

# 第14次労働災害防止推進計画（14次防）について

## アウトプット指標

## アウトカム指標

### ○高年齢労働者の労働災害防止対策の推進

・「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」（令和2年3月16日付け基安発0316第1号。以下「エイジフレンドリーガイドライン」という。）に基づく高年齢労働者の安全衛生確保の取組（安全衛生管理体制の確立、職場環境の改善等）を実施する事業場の割合を2027年までに50%以上とする。

・増加が見込まれる60歳以上の死傷年千人率を2022年と比較して2027年までに男女ともその増加に歯止めをかける。（2022年速報値：男性3.08、女性4.04、コロナを除く男性：2.74、女性2.52）

### ○多様な働き方への対応や外国人労働者等の労働災害防止対策の推進

・母国語に翻訳された教材や視聴覚教材を用いる等外国人労働者に分かりやすい方法で労働災害防止の教育を行っている事業場の割合を2027年までに50%以上とする。

・外国人労働者の死傷年千人率を2027年において2.71以下とする。

### ○業種別の労働災害防止対策の推進

#### 【陸上貨物運送業】

・「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」（平成25年3月25日付け基発0325第1号。以下「荷役作業における安全ガイドライン」という。）に基づく措置を実施する陸上貨物運送事業等の事業場（荷主となる事業場を含む。）の割合を2027年までに45%以上とする。

#### 【建設業】

・墜落・転落災害の防止に関するリスクアセスメントに取り組む建設業の事業場の割合を2027年までに85%以上とする。

#### 【製造業】

・機械による「はさまれ・巻き込まれ」防止対策に取り組む製造業の事業場の割合を2027年までに60%以上とする。

#### 【林業】

・「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」（平成27年12月7日付け基発1207第3号。以下「伐木等作業の安全ガイドライン」という。）に基づく措置を実施する林業の事業場の割合を2027年までに50%以上とする。

#### 【陸上貨物運送業】

・陸上貨物運送事業における死傷者数を2022年と比較して2027年までに5%以上減少させる。（2022年速報値：277人、-5%263人以下）

#### 【建設業】

・建設業における死亡者数を2022年と比較して2027年までに15%以上減少させる。（2022年速報値：4人、-15%3人以下）

#### 【製造業】

・製造業における機械による「はさまれ・巻き込まれ」の死傷者数を2022年と比較して2027年までに5%以上減少させる。（2022年速報値：124人、-5%117人）

#### 【林業】

・林業における死亡者数を、伐木作業の災害防止を重点としつつ、労働災害の大幅な削減に向けて取り組み、2022年と比較して2027年までに15%以上減少させる。（2022年速報値：0人、-15%0人）

# 第14次労働災害防止推進計画（14次防）について

## アウトプット指標

## アウトカム指標

### ○労働者の健康確保対策の推進

- ・企業における年次有給休暇の取得率を2025年までに70%以上とする。
- ・勤務間インターバル制度を導入している企業の割合を2025年までに15%以上とする。
- ・メンタルヘルス対策に取り組む事業場の割合を2027年までに80%以上とする。
- ・使用する労働者数50人未満の小規模事業場におけるストレスチェック実施の割合を2027年までに50%以上とする。
- ・各事業場において必要な産業保健サービスを提供している事業場の割合を2027年までに80%以上とする。

- ・週労働時間40時間以上である雇用者のうち、週労働時間60時間以上の雇用者の割合を2025年までに5%以下とする。
- ・自分の仕事や職業生活に関することで強い不安、悩み、ストレスがあるとする労働者の割合を2027年までに50%未満とする。

### ○化学物質等による健康障害防止対策の推進

- ・労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第57条及び第57条の2に基づくラベル表示・安全データシート（以下「SDS」という。）の交付の義務対象となっていないが、危険性又は有害性が把握されている化学物質について、ラベル表示・SDSの交付を行っている事業場の割合を2025年までにそれぞれ80%以上とする。
- ・労働安全衛生法第57条の3に基づくリスクアセスメントの実施の義務対象となっていないが、危険性又は有害性が把握されている化学物質について、リスクアセスメントを行っている事業場の割合を2025年までに80%以上とするとともに、リスクアセスメント結果に基づいて、労働者の危険又は健康障害を防止するため必要な措置を実施している事業場の割合を2027年までに80%以上とする。
- ・熱中症災害防止のために暑さ指数を把握し活用している事業場の割合を2023年と比較して2027年までに増加させる。

- ・化学物質の性状に関連の強い死傷災害（有害物等との接触、爆発、火災によるもの）の件数を第13次労働災害防止計画期間と比較して、2023年から2027年までの5年間で、5%以上減少させる。（13次防期間129人；14次防期間目標122人）
  - ・増加が見込まれる熱中症による死者数の増加率※を第13次労働災害防止計画期間と比較して減少させる。（13次防期間2人；14次防期間目標1人）
- ※当期計画期間中の総数を前期の同計画期間中の総数で除したもの

上記のアウトカム指標の達成を目指した場合、死傷災害全体としては、以下のとおりの結果が期待される。

- ・死亡災害については、2022年と比較して、2027年においては、5%以上減少する
- ・死傷災害については、2021年までの増加傾向に歯止めをかけ、死傷者数については、2022年と比較して2027年までに減少に転ずる